

IV 財 政

1. 予算（令和4年度当初）	89
2. 地方債（企業債）現在高	92
3. 補助（助成）金交付状況	93
4. 預託金運用状況	105
5. 基金運用状況	106
6. 決 算	108
7. 市 税	115
8. 市有財産（物品、基金を除く）	118



1 予算（令和4年度当初）

（1）会計別予算総括

会 計 別		令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		前年度との 比 較 (千円)	
		予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)		
一 般 会 計		61,345,600	59.2	67,106,000	62.1	△ 5,760,400	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	17,172,467	16.6	16,928,456	15.7	244,011	
	後 期 高 齢 者 医 療	2,153,214	2.1	1,979,036	1.8	174,178	
	介 護 保 険	15,161,248	14.6	14,681,371	13.6	479,877	
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業	90,801	0.1	93,709	0.1	△ 2,908	
	公 共 浄 化 槽 等 整 備 推 進 事 業	50,673	0.0	50,818	0.0	△ 145	
	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業	47,717	0.0	24,808	0.0	22,909	
	診 療 所	70,314	0.1	77,918	0.1	△ 7,604	
	久 連 子 財 産 区	278	0.0	279	0.0	△ 1	
	椎 原 財 産 区	234	0.0	235	0.0	△ 1	
	計		34,746,946	33.5	33,836,630	31.3	910,316
企 業 会 計	水 道	収 益 的 支 出	505,054	0.5	532,762	0.5	△ 27,708
		資 本 的 支 出	309,657	0.3	314,117	0.3	△ 4,460
		小 計	814,711	0.8	846,879	0.8	△ 32,168
	簡 水	収 益 的 支 出	216,208	0.2	215,787	0.2	421
		資 本 的 支 出	125,032	0.1	188,216	0.1	△ 63,184
		小 計	341,240	0.3	404,003	0.3	△ 62,763
	下 水 道	収 益 的 支 出	2,990,993	2.9	2,921,910	2.7	69,083
		資 本 的 支 出	3,417,128	3.3	3,001,970	2.8	415,158
		小 計	6,408,121	6.2	5,923,880	5.5	484,241
	計		7,564,072	7.3	7,174,762	6.6	389,310
	合 計		103,656,618	100.0	108,117,392	100.0	△ 4,460,774

—メモ—

財 政 指 標	平 成 30 年 度 決 算	令 和 元 年 度 決 算	令 和 2 年 度 決 算
① 財 政 力 指 数	0.50	0.50	0.51
② 経 常 収 支 比 率	93.60%	94.80%	95.00%
③ 実 質 公 債 費 比 率	10.10%	9.60%	9.40%

(2) 一般会計当初予算

①歳入

款 別	令和4年度		令和3年度		前年度との 比 較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 市 税	15,296,969	24.9	15,144,672	22.6	152,297
2 地 方 譲 与 税	645,000	1.1	570,000	0.9	75,000
3 利 子 割 交 付 金	7,000	0.0	8,300	0.0	△ 1,300
4 配 当 割 交 付 金	25,000	0.0	47,000	0.1	△ 22,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35,000	0.1	35,000	0.1	0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	159,000	0.3	63,000	0.1	96,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,902,000	4.7	2,680,000	4.0	222,000
8 ゴルフ場利用税交付金	7,100	0.0	6,000	0.0	1,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金	32,000	0.1	33,000	0.0	△ 1,000
10 地 方 特 例 交 付 金	85,200	0.1	111,000	0.2	△ 25,800
11 地 方 交 付 税	15,894,000	25.9	15,320,000	22.8	574,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000	0.1	14,000	0.0	0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	366,830	0.6	410,285	0.6	△ 43,455
14 使 用 料 及 び 手 数 料	781,080	1.3	793,014	1.2	△ 11,934
15 国 庫 支 出 金	10,701,925	17.4	9,196,482	13.7	1,505,443
16 県 支 出 金	5,338,247	8.7	5,844,653	8.7	△ 506,406
17 財 産 収 入	86,792	0.1	57,900	0.1	28,892
18 寄 附 金	1,224,008	2.0	1,029,999	1.5	194,009
19 繰 入 金	1,322,907	2.2	1,114,696	1.7	208,211
20 繰 越 金	1,100,000	1.8	1,100,000	1.6	0
21 諸 収 入	901,642	1.5	1,033,499	1.5	△ 131,857
22 市 債	4,419,900	7.2	12,493,500	18.6	△ 8,073,600
合 計	61,345,600	100.1	67,106,000	100.0	△ 5,760,400

②税目別市税額

税 目	令和4年度		令和3年度		前年度との 比 較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
市 民 税	5,840,400	38.2	5,691,000	37.6	149,400
内 訳					
個 人	4,881,000	31.9	4,874,000	32.2	7,000
法 人	959,400	6.3	817,000	5.4	142,400
固 定 資 産 税	8,137,569	53.2	8,132,672	53.7	4,897
内 訳					
固 定 資 産 税	8,095,758	52.9	8,092,280	53.4	3,478
固 定 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	41,811	0.3	40,391	0.3	1,420
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	-	0.0	1	0.0	皆減
軽 自 動 車 税	479,000	3.1	465,000	3.1	14,000
市 た ば こ 税	833,000	5.5	849,000	5.6	△ 16,000
入 湯 税	7,000	0.0	7,000	0.0	0
合 計	15,296,969	100.0	15,144,672	100.0	152,297

③歳出（目的別）

款 別	令和4年度		令和3年度		前年度との比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 議会費	354,369	0.6	377,207	0.5	△ 22,838
2 総務費	7,264,383	11.9	14,496,266	21.6	△ 7,231,883
3 民生費	24,479,898	39.9	23,962,860	35.7	517,038
4 衛生費	3,946,347	6.4	3,745,942	5.6	200,405
5 農林水産業費	2,591,900	4.2	3,356,528	5.0	△ 764,628
6 商工費	2,208,105	3.6	2,135,048	3.2	73,057
7 土木費	4,791,485	7.8	4,949,931	7.4	△ 158,446
8 消防費	2,525,208	4.1	2,300,913	3.4	224,295
9 教育費	4,354,458	7.1	4,149,313	6.2	205,145
10 災害復旧費	1,695,141	2.8	658,235	1.0	1,036,906
11 公債費	6,580,679	10.7	6,490,188	9.7	90,491
12 諸支出金	533,627	0.9	463,569	0.7	70,058
13 予備費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
合 計	61,345,600	100.0	67,106,000	100.0	△ 5,760,400

④歳出（性質別）

性 質 別	令和4年度		令和3年度		前年度との比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
人件費	9,364,795	15.3	9,149,011	13.6	215,784
扶助費	15,879,963	25.9	15,666,973	23.3	212,990
公債費	6,580,679	10.7	6,490,188	9.7	90,491
物件費	6,579,399	10.7	6,342,036	9.5	237,363
維持補修費	387,012	0.6	387,954	0.6	△ 942
補助費等	7,801,874	12.7	7,839,810	11.7	△ 37,936
積立金	649,967	1.1	558,383	0.8	91,584
出資・貸付金	507,820	0.8	512,700	0.8	△ 4,880
繰出金	6,684,285	10.9	6,446,505	9.6	237,780
予備費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
建設事業費	6,889,806	11.3	13,692,440	20.4	△ 6,802,634
普通建設	4,458,944	7.3	4,606,456	6.9	△ 147,512
災害復旧	2,430,862	4.0	9,085,984	13.5	△ 6,655,122
合 計	61,345,600	100.0	67,106,000	100.0	△ 5,760,400

2 地方債（企業債）現在高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度			
		起債額	元金償還金	年度末現在高	
一 般 会 計	1. 普通債	43,504,809	5,307,300	3,869,312	44,942,797
	(1) 総務	1,483,641	1,374,800	131,831	2,726,610
	(2) 民生	468,021	63,600	65,585	466,036
	(3) 衛生	9,265,159	172,900	308,606	9,129,453
	(4) 農林水産業	2,706,564	273,800	269,239	2,711,125
	(5) 商工	465,344	154,600	77,282	542,662
	(6) 土木	16,883,845	1,455,200	1,913,936	16,425,109
	(7) 消防	1,075,657	1,038,000	183,750	1,929,907
	(8) 教育	11,156,578	774,400	919,083	11,011,895
	2. 災害復旧債	3,264,215	3,412,100	40,052	6,636,263
	(1) 単独	3,019,723	3,066,000	5,325	6,080,398
	(2) 補助	244,492	346,100	34,727	555,865
	3. その他	24,381,460	1,472,300	2,034,551	23,819,209
	(1) 減収補てん債	45,000	146,100	15,000	176,100
	(2) 減税補てん債	243,741	0	64,168	179,573
	(3) 臨時税収補てん債	0	0	0	0
	(4) 臨時財政対策債	24,092,719	1,326,200	1,955,383	23,463,536
計	71,150,484	10,191,700	5,943,915	75,398,269	
特 別 会 計	農業集落排水処理施設債	298,703	12,800	48,826	262,677
	浄化槽市町村整備推進債	79,655	1,700	5,322	76,033
	診療所事業債	10,987	0	1,445	9,542
	ケーブルテレビ事業債	86,640	32,200	11,530	107,310
	介護保険事業債	0	0	0	0
	計	475,985	46,700	67,123	455,562
企 業 会 計	上水道事業債	847,240	0	76,384	770,856
	簡易水道事業債	1,378,614	147,400	92,915	1,433,099
	下水道事業債	23,003,478	1,671,400	1,839,783	22,835,095
	計	25,229,332	1,818,800	2,009,082	25,039,050
合 計	96,855,801	12,057,200	8,020,120	100,892,881	

3 補助(助成)金交付状況

(1) 交付基準(条例化したもの)

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
			経常経費	施設整備費	件数	金額(円)			
私立幼稚園助成	幼稚園を設置する学校法人	私立幼稚園の教育振興のために必要な経費	均等割 60%	園児数割 40%	3	528,000	条例 H17. 8. 1 施行規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	市民活動政 策課
生ごみ堆肥化容器等設置 助成事業	家庭から排出される厨芥類を 処理する生ごみ堆肥化容器又は 生ごみ処理機を設置する市 民	堆肥化容器 電気式生ごみ処理機	1件につき、その要した経費の1/3以 内 上限30万円		0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	循環社会推 進課
こども医療費助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者、被扶養者で入院又は 通院による医療を受けること も(但し、生活保護法による 保護を受けているときは対象 外)	医療費	高校3年生相当まで (満18歳到達後最初の3月31日までの間にある者) 医療費に要した一箇負担金の額		248,867	484,625,686	条例 H17. 8. 1 現行 R元. 10. 1 規則 H17. 8. 1 現行 R 3. 4. 1	条例 施行規則	こども未来 課
ひとり親家庭等医療費 助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者又は被扶養者であり、 かつ市内に住所を有するひと り親家庭の父又は母及びそれ らの者に扶養されている児童 並びに父母のいない児童(但し、 生活保護法による保護を受け ているときは対象外)	医療費	当該支払額の2/3以内		13,157	25,380,610	規則 H17. 8. 1 現行 R元. 5. 23 要綱 H17. 8. 1 現行 R 3. 4. 1	規則 事務取扱 要綱	こども未来 課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
高齢者外出支援事業	次のすべてに該当する者 1 八代市内に引き継ぎ1年以上住所を有していること。 2 東町、坂本町、東陽町、泉町の全域のうち乗車のバス停留所・乗合タクシー停留所又は駅から2キロメートル以上離れた区域に居住するものであって、次のいずれれかに該当するものであること。 ア 事業年度の4月1日現在で65歳以上の者であって、身体障害者手帳第1種各級、療育手帳「A1」もしくは「B2」又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているもの。 イ 事業年度の4月1日現在で70歳以上の者のうち、前年度の市町村民税が非課税のもの(以下「非課税高齢者」という。)であって、アに該当する者又は非課税高齢者のみで事実上構成される世帯に属するもの。 3 市税、介護保険料、市が事業主体である使用料等に滞納がないこと	タクシニーの利用料金	1人につき500円券を年間2枚交付	1	12,000	H19. 7. 1 改正 H22. 10. 1	要綱	高齢者支援課
軽減 社会福祉法による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金交付事業	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の規定による要介護認定又は第32条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち特に生計困難と市長が確認した者	軽減対象費用 介護対象サービス 介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	対象経費の3/4	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	介護保険課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減に対する補助金交付事業	介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の全部を軽減した場合 ※八代市の被保険者の利用での減免対象サービスに限る	介護老人福祉施設サービス 1 社会福祉法人が利用者負担を軽減した総額(減免総額)のうち当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の1%を超え10%以下の部分 2 減免総額のうち、本来負担収入の10%を超えた部分	(対象経費1/2以内の金額)と(対象経費全額)の合計	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	介護保険課
高齢者及び障害者住宅改修助成事業	1 本市に継続して2年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 2 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 (1)事業実施年度の4月1日時点で65歳以上の高齢者であつて、要介護・要支援認定を受けた者 (2)身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 (3)療育手帳A1又はA2を所持する者 3 当該世帯の生計中心者の前年所得総額が、7万円以下の世帯に属する者	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護減免総額のうち、本来負担収入の1%を超えた部分 玄関、廊下、階段、居室、浴室、トイレ、洗面所、台所など住宅の要介護高齢者等が利用する部分を、当該要介護高齢者等が利用しやすく改修するために要する経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。ただし、改修を行うときに増築又は改築を伴うことがやむを得ないと認められる場合は、その範囲内で改修に要する経費を助成の対象とする。	対象経費の1/2以内	0	0	H17. 8. 1 現行 R3. 3. 24	要綱	介護保険課 障がい者支援課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者で以下の全てに該当し、市長が認定したもの 1 満3歳以上の者で市内に居住し、住民登録している者、又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの 2 医療保険を法の規定による被保険者又は被扶養者	保険給付を受けるものが負担すべき額及び高齢者医療確保法に規定する一部負担金から次の各号に掲げる額を控除した額 1 自己負担額 2 高額療養費等の額 3 国、地方公共団体負担の医療費及び第三者からの賠償金	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を準用する	47,281	224,862,000	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	障がい者支援課
介護保険住宅改修支援事業	八代市の被保険者であつて、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援をを行った居宅介護支援事業者その他住宅改修について十分専門性を有すると認められる者	居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要なる理由書」を作成する業務(住宅改修支援)	住宅改修支援1件につき2,000円	6	12,000	H17. 8. 1	要綱	介護保険課
認知症高齢者見守りネットワーク事業	認知症により徘徊のおそれのある高齢者の同居者または介護している親族 ※高齢者と同居者または介護している親族がともに本市の住民基本台帳に記録されており、市税に滞納がないこと。	GPS(全地球測位システム)機能による徘徊探知機の利用に 係る初期費用 ・徘徊探知機の本体の購入費 ・徘徊探知機の付属機器の購入費 ・加入手数料又は登録手数料	対象経費に相当する額(上限1万円) ※徘徊高齢者一人につき1回限り	2	19,000	要綱 H31. 4. 1	要綱	高齢者支援課
農業振興事業費補助	右の事業を実施する農業協同組合及び市長が認める団体	農業振興事業に要する経費 農業近代化施設整備事業 土地基盤整備事業 以上のほか、市長が認めた事業	予算の範囲内(国・県の補助金を含む)	農業 41事業	1,245,534,477	H17. 8. 1	要綱	農林水産政策課 農業振興課 農地整備課
				農地整備	238,200,713			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
八代産材利用促進事業	次に掲げる条件のすべてを満たす者 ①補助対象住宅の建築主であること。 ②市内に住所を有する者(助成対象住宅の新築に伴い、市内に転入する者を含む。) ③市税等の滞納がない者	①建築主自ら居住するため新築、改築、増築又はリフォーム(以下「新築等」)をする木造住宅で市内において建築されたもの。 ②新築等に当たり市長が別に指定する構造材の木材使用材積数量のうち、八代産材を80%以上使用していること。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築においては、八代市産の量を6畳以上使用していること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。(リフォームの場合工事完了の5日前まで)原則として、八代産材利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同要綱第9条の規定による実績報告ができるもの。	補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。(その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。新築にあっては20万円、増築、改築又はリフォームにあつては10万円を限度額とする。) (1)新築、改築及び増築の場合 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額 (2)リフォームの場合 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額	12	1,620,000	H21. 4. 1 改正 H25. 4. 1	要綱	水産林務課
商店街近代化事業	高度化事業等をする中小企業団体等	当該事業経費	事業費の20/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条適用工場を除く	0	0	条例 H17. 8. 1 施行規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	商工・港湾 振興課
小売商業店舗共同化事業			事業費の10/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条適用工場を除く	0	0			
集団化事業			予算の範囲内で市長が適当と認める額	0	0			
一般共同化事業			(組合につき10万円) + (組合員数×2,000円) の合計額の範囲内	0	0			
施設共同利用事業				0	0			
その他の高度化事業等				0	0			
中小企業団体の結成に対する助成	中小企業者が、中小企業団体のうち組合を組織したとき			0	0			
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 商店街の魅力向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 人件費及び謝礼金(商店街の構成員に対するものを除く。) 4 その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1で限度額50万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1の振興会等に1回限り交付する。	4	1,002,000	要綱 H17. 8. 1 現行 R30. 4. 1	商工・港湾 振興課
	協力団体等	【対象事業】 商店街振興組と協力し、商店街の活性化を図るための事業で市長が適当と認めるもの。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1で限度額10万円 ※1会計年度において、1の協力団体等について1回限りとする。ただし、市長が必要と認めるときは、2回を上限とする。	1	95,000		
商店街連合事業	連合会等	【対象事業】 2以上の商店街が連携する事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。		補助対象経費の2分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	4	1,891,000		
	八代商工会議所 八代市商工会	連合等の運営に関する事業	1 人件費及び謝礼金 2 福利厚生費 3 通信運搬費、消耗品費及び印刷費 4 旅費 5 その他市長が適当と認めるもの	1及び2にあっては当該補助対象経費の4分の3、3から5までにあつては当該補助対象経費の2分の1 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	1	1,800,000		

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費		補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課	
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用する事業 で市長が適当と認める もの	【対象経費】 1 借家料 2 光熱水費 3 消耗品費 4 店舗の改装費 5 その他市長が適当と認めるもの		件数	金額(円)				
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用する事業 で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 光熱水費 3 消耗品費 4 店舗の改装費 5 その他市長が適当と認めるもの	借家料、光熱水費、消耗品費及びその他市長が適当と認めるものの4分の3で限度額150万円 (予算の範囲内で交付する。)	0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	商工・港湾 振興課	
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用しイベント等を 実施する事業で市長 が適当と認めるもの	【対象経費】 借家料(通算して10日以上又は断 続的に14日以上(週3日以上とす る。))開催するものに限る。)	店舗の改装費及びその他の補助対象経費の3分の2で限度額 300万円(予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1の振興会等に1回限り 交付する。	0	0				
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用し新規出店者を誘 致し支援する事業で市 長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 店舗の建設費及び解体費 3 店舗の改装費 (1から3までのいずれかの経費に 限る。)	借家料の2分の1で限度額月額10万円 (予算の範囲内で交付する。) ※補助が最初になされた日から30日以内の借家料について 交付する。	0	0				
	商店街再生 事業	【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用し新規出店者を誘 致し支援する事業で市 長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 店舗の建設費及び解体費 3 店舗の改装費 (1から3までのいずれかの経費に 限る。)	借家料の3分の1で限度額月額5万円 (予算の範囲内で交付する。) ※補助が最初になされた日から1年以内の借家料について、 6月ごとに交付する。	2	527,000				
				市長が別途定める業種に該当する店舗の建設費の3分の1で限 度額100万円(建物の建設の前に解体を要する場合は、200万 円)(予算の範囲内で交付する。)	0	0				
				店舗の改装費の3分の1で限度額60万円(店舗のうち事務所に 係るものについては、改装費の3分の1で限度額48万円)。 ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過する日まで の間に店舗を閉鎖した場合は、改装費の6分の1で限度額 30万円(店舗のうち事務所に係るものについては、改装費の 6分の1で限度額24万円)とする。 ※新規出店1件につき1回限りとする。	1	600,000				
		【対象事業】 振興会等が既存店舗の 魅力創出及び集客方向 上を推進し支援する事 業で市長が適当と認め るもの	【対象経費】 ・ 店舗の改装費 (新規出店者誘致のための事業に よ り補助金の交付を受けた店舗を除 く。)の改装費(その経費が50万 円以上のものに限る。)	店舗の改装費の3分の1で限度額50万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1つの既存店舗につき1回限り交付する。	0	0				

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費		補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		交付根拠	所管課	
		件数	金額(円)		件数	金額(円)			
創業支援事業補助	市内において創業若しくは第二創業又は創業後若しくは第二創業後の事業規模の拡大を行う者(企業組合、協業組合、協同組合、NPO法人、学校法人、宗教法人及び医療法人並びに任意の団体を除く。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの。 ①次のいずれかに該当する者 ア 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に創業を行う者若しくは同日において創業の日から2年を経過しない個人事業主 イ 専任経営者から1年以内に事業を承継した者又は次条の補助事業の完了する日までに事業を承継し、専任経営者が代表者を選任する予定の者 ②補助金の交付を受ける年度の末日までに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 市長から証明書の交付を受ける。 イ 市内を本店所在地とした法人登記を行う(第二創業又は第二創業後の事業規模の拡大を行う者に限る。) ウ 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始する。 ③3年以上継続して事業を行う見込みがある ④市税等の滞納がない ⑤暴力団等でない ⑥過去に補助金及び八代市商店街活性化事業補助金の交付を受けていない	【対象事業】 ①事業所改修事業 ②設備・備品購入等事業 ③販売促進事業 ④その他市長が適当と認める事業	【対象経費】 ①事業所の開設に供う外装及び内装並びに設備の設置に係る工事費用(事業所が住居を兼ねる場合は、事業所専用部分に係るものに限る。) ②事業の支度に必要設備及び備品の購入費並びにリース料(中古品の購入費を含む、消耗品等の購入費を除く。) ③広告宣伝費 ④パンフレット、チラシ等制作費 ⑤ホームページ作成費 ⑥マーケティング費用 ⑦市長が適当と認める経費	補助対象経費の合計額から消費税等仕入控除税額を減じて得た額に3分の2を乗じて得た額から補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額を減じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)※20万円を上限とする。	5	996,000	要綱 H30. 3. 23 施行 H30. 9. 25	要綱	商工・港湾振興課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課																
				件数	金額(円)																			
企業振興促進事業補助	<p>【対象要件】 工場等の投資に係る事業開始時の投下固定資産総額が1億円以上(中小企業の場合2,000万円)以上かつ以下の①②のうちいずれかかの要件を満たすもの</p> <p>①新規雇用者(雇用保険被保険者に限る)の数が18名以上(中小企業の場合:2名以上)</p> <p>②地域経済牽引事業計画の具知事の承認を受けたもの</p> <p>③事業の労働生産性が年平均3%以上向上するもの</p> <p>【対象業種】</p> <p>①製造業、運輸業、卸売業、電気、ガス、熱供給業</p> <p>②①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設</p> <p>③不動産業者等が①②のために建設、取得する施設(立地決定済みに限る)</p>	<p>固定資産税の減免(対象要件①又は③を満たすもの)</p> <p>固定資産税の課税免除(対象要件②を満たすもの)</p> <p>工場等建設補助金(対象要件①を満たすもの)</p>	<p>【減免率】 初年度～3年度 100/100 4年度～5年度 50/100 (3年間)</p>	12	30,446,003	<p>条例① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1</p> <p>規則① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1</p> <p>条例② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1</p> <p>規則② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1</p>	<p>条例 施行規則</p>	<p>商工・港湾 振興課</p>																
			<p>1億円以上</p>	8	142,948,656	<p>①投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合</p> <table border="1"> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> <tr> <td>10人未満</td> <td>10人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×1%</td> </tr> <tr> <td>10人以上40人未満</td> <td>10人以上40人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×2%</td> </tr> <tr> <td>40人以上</td> <td>40人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×3%</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×5%</td> </tr> </table>			投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	10人未満	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×1%	10人以上40人未満	10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×2%	40人以上	40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×3%	100人以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%	57,700,000
			投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																			
			10人未満	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×1%																			
10人以上40人未満	10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×2%																						
40人以上	40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×3%																						
100人以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%																						
<p>20億円以上</p>	0	0	<p>②事業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場の場合</p> <table border="1"> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> <tr> <td>20億円以上</td> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×5% (事業開始から3年以内の分も含む)</td> </tr> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5% (事業開始から3年以内の分も含む)	0														
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																						
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5% (事業開始から3年以内の分も含む)																						
<p>用地取得等補助金(対象要件①を満たすもの)</p>	7	44,775,000																						

<p>雇用奨励金 (対象要件①を満たすもの)</p>	<p>①適用工場の新規雇用者で、就業開始時の増加市民雇用数と就業開始1年後の増加市民雇用数を比較して少ない人数に、正社員1人当たり30万円(非正社員の場合1人当たり20万円)を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p> <p>②適用工場の新規雇用者で、就業開始時の増加市民雇用数と就業開始2年後の増加市民雇用数を比較して少ない人数に、正社員1人あたり20万円(非正社員を正社員として雇用した場合1人あたり10万円)を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p>	<p>補助金額限度額(固定資産税減免を除く、工場等建設補助金、用地取得等補助金、雇用奨励金の合計額の上限額)</p> <table border="1"> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> <tr> <td>1億円未満</td> <td>10人未満</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以上</td> <td>10人未満</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>10人以上40人未満</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20億円以上</td> <td>40人以上</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>6億円</td> </tr> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	1億円未満	10人未満	5,000万円	1億円以上	10人未満	1億円	10人以上40人未満	2億円	20億円以上	40人以上	3億円	100人以上	6億円	<p>7</p> <p>4,500,000</p>
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																	
1億円未満	10人未満	5,000万円																	
1億円以上	10人未満	1億円																	
	10人以上40人未満	2億円																	
20億円以上	40人以上	3億円																	
	100人以上	6億円																	
<p>小型合併処理浄化槽設置整備事業</p>	<p>補助対象地域において住宅等に浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>【対象地域】 1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び公共浄化槽等整備推進事業区域以外の地域 2 市長が別に定める地域</p>	<p>113基</p> <p>37,516,000</p> <p>22基</p> <p>9,108,000</p> <p>3基</p> <p>1,644,000</p> <p>5基</p> <p>1,660,000</p> <p>1基</p> <p>414,000</p> <p>0基</p> <p>0</p> <p>4基</p> <p>272,000</p> <p>6基</p> <p>1,800,000</p> <p>12基</p> <p>1,200,000</p> <p>8件 (計44人槽)</p> <p>1,320,000</p>																
<p>浄化槽を設置しようとする者に融資あつせん及び利子補給を行う。</p> <p>【融資あつせん額】 工事件につき50万円以内</p> <p>【償還方法】 36ヶ月以内の元利均等月賦償還</p> <p>【融資利率】 金融機関と協議して定めた利率</p>	<p>【対象要件①を満たすもの】</p> <p>1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び公共浄化槽等整備推進事業区域以外の地域 2 市長が別に定める地域</p>	<p>【設置】5人槽 332,000円</p> <p>【設置】6~7人槽 414,000円</p> <p>【設置】8~10人槽 548,000円</p> <p>【災害に伴う更新】5人槽 332,000円</p> <p>【災害に伴う更新】6~7人槽 414,000円</p> <p>【災害に伴う更新】8~10人槽 548,000円</p> <p>【災害に伴う改築】市長が別に定める額</p> <p>単独浄化槽からの切替 30万円限度に加算</p> <p>くみ取り槽からの改造 10万円限度に加算</p> <p>住民負担軽減特別措置(坂本支所管内)</p>	<p>113基</p> <p>37,516,000</p> <p>22基</p> <p>9,108,000</p> <p>3基</p> <p>1,644,000</p> <p>5基</p> <p>1,660,000</p> <p>1基</p> <p>414,000</p> <p>0基</p> <p>0</p> <p>4基</p> <p>272,000</p> <p>6基</p> <p>1,800,000</p> <p>12基</p> <p>1,200,000</p> <p>8件 (計44人槽)</p> <p>1,320,000</p>																
<p>下水道総務課</p>	<p>要綱</p> <p>H17. 8. 1 R2. 4. 1改正 R2. 7. 4改正</p>	<p>0</p> <p>0</p>	<p>規則</p> <p>H26. 4. 1</p>																

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		R3年度実績 金額(円)	施行 年月日	交付根拠	所管課
			件数	金額(円)				
八代市生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業	処理区域内の生活扶助世帯で、その所有に係る管線のうち直接その世帯の生活の用に供している家屋の排水設備工事をしようとする者	生活扶助世帯の家屋の排水設備工事	予算の範囲内において市長が認定した額 (100円未満は切り捨て)	0	0	H17. 8. 1	規則	下水道総務課
八代市下水道排水設備工事費助成金交付事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において適用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内の千丁処理区及び縮処理区を除く。)	くみ取便所からの改造工事 80,000円 みなし浄化槽からの改造工事 40,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給していない者) 30,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給している者) 20,000円	18 50 16 8	1,440,000 2,000,000 480,000 160,000	H27. 4. 1	要綱	下水道総務課
就学援助事業	市内に住所を有する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困難している者と認められる者	学用品費等 (学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) 新入学児童生徒学用品費 修学旅行費 (学校行事として実施する社会科見学旅行を含む) 通学費 体育専科用具費 医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病) 学校給食費 校外活動費(宿泊を伴うもの) スポーツ振興センター災害共済掛金	予算の範囲内	小学校 1,006人 中学校 721人	65,914,133 59,336,459	H17. 8. 1	要綱	学校教育課 教育政策課
社会教育施設(自治公民館)整備費補助金	自治公民館を新・増設又は修繕する地区	新築、増築、全面改築(延床面積50㎡以上) 修繕又は施設に附帯する備品の購入の場合は20万円以上	総事業費の50% 延床面積が50㎡を超え150㎡以内は上限200万円 延床面積が150㎡を超えるときは上限300万円 総事業費の50% 上限50万円	0	0	H17. 8. 1	要綱	生涯学習課

八代市中小企業信用保証料補給事業

補助対象融資制度及び補助率等

(令和3年度実績)

事業名	対象融資制度	補助実績		対象となる経費	補助率及び補助金額	
		件数	金額(円)			
八代市中小企業信用保証料補給事業	八代市小口資金融資制度	0	0	対象融資制度を利用した場合に中小企業者が支払うべき信用保証料 (返済年数分の信用保証料を一括で支払う場合の総額)	対象経費の2分の1又は全額 (1円未満の端数を切り捨て)	
	八代市中小企業経営安定特別融資制度	2	94,874			
	八代市中小企業大規模小売店対策特別融資制度	0	0			
	熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度	6	119,000			対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県金融円滑化特別資金融資制度	0	0			対象経費の全額 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県創業者支援資金融資制度	3	123,187			対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)

(2) 令和4年度団体運営補助金(当初予算)

(単位:千円)

款名	件名	金額	款名	件名	金額
総務費	八代市交通指導員会活動補助金	380	農 林 水 産 業 費	やつしろの山づくり推進協議会運営補助金	6,337
	八代市市政協力員研修費等補助金	2,970		計	6,337
	八代市私立幼稚園補助金	528	商 工 費	八代市商工観光振興事業補助金	35,120
	八代人権擁護委員会協議会補助金	548		八代圏域産業振興協議会補助金	600
	八代市自衛隊家族会・協力会事業運営費補助金	400		八代市泉町観光活性化事業補助金	1,884
	八代市私立高等学校補助金	460	計	37,604	
	熊本県高等学校定時制通信制教育振興会補助金	84	消 防 費	八代市消防団運営事業等補助金(本部)	532
	八代市生徒指導連絡協議会運営費補助金	77		八代市消防団運営事業等補助金(分団)	1,942
	八代地区高等学校生徒指導連絡協議会補助金	29		計	2,474
	八代地区保護司会補助金	597	教 育 費	八代小・中学校体育連盟補助金(小学校)	115
	八代地域人権教育のための推進会議分担金	1,500		八代小・中学校体育連盟補助金(中学校)	1,538
	八代市人権問題啓発推進協議会交付金	3,800		八代学校保健会補助金	303
	八代市地域協議会活動交付金	66,669		八代妙見祭公開活用事業補助金	7,200
	計	78,042		八代市伝統文化活性化事業補助金	1,564
	高年齢者就業機会確保事業費等補助金 (シルバー人材センター事業分)	22,604		八代市文化事業補助金	547
八代市老人クラブ育成事業補助金	4,261	八代市民俗文化財公開活用事業補助金		718	
八代市社会福祉協議会運営補助金	114,124	八代市スポーツ推進委員協議会運営補助金	1,459		
八代市遺族連合会事業補助金	668	八代市社会体育団体補助金	5,300		
八代市民生委員児童委員協議会事業費補助金	8,554	八代市学校人権同和教育研究会補助金	259		
八代市盲人福祉協議会補助金	160	八代教育研究会補助金(小学校)	627		
八代市ろう者福祉協会補助金	160	八代教育研究会補助金(中学校)	594		
八代地域こころの健康希望の会補助金	625	計	20,224		
八代市手をつなぐ育成会補助金	370	民 生 費			
八代市ひとり親家庭福祉協議会補助金	490				
八代市福祉ホーム運営費補助金	3,217				
八代市民間児童館活動事業費補助金	4,510				
計	159,743				
衛 生 費	八代看護学校准看護師課程教育費補助金	1,000			
	八代歯科医師会口腔保健センター運営事業補	582			
	八代市食生活改善推進協議会補助金	950			
	計	2,532			

4 預託金運用状況

(令和3年度実績)

款名	商				工			費	
	経営安定資金	中小企業大規模小売店対策特別融資制度	中小企業設備近代化資金融資制度	中小企業高度化資金融資制度	中小企業高度化資金融資制度	中小企業団体合理化資金融資制度	企業誘致特別資金融資制度	中小企業勤労者特別融資制度	
金額(千円)	489,000	0	5,000	3,000	0	0	0	3,000	
金融機関	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 商工中金熊本支店 信用金庫、信用組合	商工中金熊本支店	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	九州労働金庫 八代支店			
期間	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
利率	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (普通預金無利(息型))	年0%	年0%	年0%	年0% (決済用普通預金金利)	
協調倍率	2	2	2	1	1	2	2	2	
利率	3年以内 年2.10% 5年以内 年2.20% 7年以内 年2.30%	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	年1.75%	各金融機関所定の利率による	年2.70%			
期間	7年以内	6年以内	10年以内	10年以内	7年以内	10年以内	10年以内	5年以内	
貸付金	1企業 15,000千円以内	1企業 15,000千円以内	1企業 80,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1団体 100,000千円以内 1構成員 10,000千円以内	1中小企業勤労者 1,500千円以内			

5 基金運用状況

区 分	設 立	H17.8.1 現在高	H28年度決算			H29年度決算		
			積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
財 政 調 整 基 金	H17.8.1	1,730,443	1,803	1,380,000	2,140,789	2,189	0	2,142,978
減 債 基 金	H17.8.1	1,198,396	481	0	703,224	89	0	703,312
市 有 施 設 整 備 基 金	H17.8.1	2,365,952	2,487	1,000,000	3,324,425	449	2,000,000	1,324,874
地 域 福 祉 基 金	H17.8.1	200,000	1,601	403	216,752	572	454	216,870
教育文化センター建設基金	H17.8.1	616,958	829	0	632,541	1,281	143,957	489,865
八千把地区土地区画 整理事業基金	H19.3.30		102,455	123,101	22,392	97,066	88,683	30,774
坂本九州新幹線渇水等 被害対策基金	H17.8.1	130,000	102	1,555	116,661	50	1,255	115,456
敷川内環境保全用地 維持管理基金	H17.8.1	26,922	5	1,108	18,888	5	1,169	17,724
坂田道男・道太文庫基金	H17.8.1	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
宇野奨学基金	H17.8.1	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
安全安心まちづくり基金	H20.3.24		32	1,130	49,885	19	1,019	48,885
谷口政夫次世代育成基金	H21.3.26		40	0	30,539	20	0	30,559
ふるさと八代元気づくり 応援基金	H21.3.26		234,923	158,932	132,481	65,151	56,717	140,915
二見川渇水対策施設 維持管理基金	H24.3.30		55	1,642	35,109	56	1,765	33,400
八代文化振興基金	H24.3.30		2,050	4,260	6,280	1,670	1,363	6,587
まちづくり交流基金	H25.3.28		1,251	31,930	771,005	538	39,588	731,955
庁舎建設基金	H26.3.28		500,611	0	1,300,611	1,844	0	1,302,455
学校施設整備基金	H27.12.22		1	0	1,485	141	0	1,626
平成28年熊本地震復興基金	H29.12.20					280,042	0	280,042
学校・子ども教育応援基金	H30.3.23					10,000	0	10,000
国営八代平野土地改良事業負担 基金	R元.3.22							
新型コロナウイルス感染症対策 基金	R2.9.15							
森林環境譲与税基金	R3.3.24							
スポーツ振興基金	R3.3.24							
日本遺産活用基金	R3.3.24							
国民健康保険財政調整基金	H17.8.1	867,358	300	300	0	0	0	0
介護保険給付費準備基金	H17.8.1	70,819	177	0	104,381	191	0	104,572
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	H21.3.9		0	0	0	0	0	0
交通災害共済財政調整基金	H17.8.1	76,000	0	0	0	0	0	0
浄化槽市町村整備推進事業 減債基金	H17.8.1	10,193	3	4,100	7,536	3	2,500	5,039
久連子財産区基金	H17.8.1	4,902	2	250	4,659	1	149	4,511
椎原財産区基金	H17.8.1	4,742	36	262	3,996	2	238	3,760

(3月31日現在、単位：千円)

H30年度決算			R元年度決算			R2年度決算		
積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
203,158	0	2,346,136	4,934	0	2,351,070	3,781	400,000	1,954,851
948	0	704,260	1,481	0	705,741	1,136	0	706,877
2,392	88,000	1,239,266	2,606	23,325	1,218,547	1,960	47,441	1,173,066
1,322	3,671	214,521	462	9,971	205,012	1,360	7,055	199,317
660	115,560	374,965	789	4,499	371,255	597	0	371,852
56,699	20,719	66,754	9,410	35,263	40,901	16,296	19,423	37,774
156	1,244	114,368	240	1,330	113,278	182	1,316	112,144
14	1,549	16,189	30	1,728	14,491	23	1,773	12,741
0	0	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
66	611	48,340	102	1,013	47,429	76	6,659	40,846
41	0	30,600	65	298	30,367	49	11,538	18,878
104,655	75,540	170,030	172,704	106,198	236,536	544,499	157,614	623,421
46	1,457	31,989	67	1,790	30,266	49	2,167	28,148
1,617	1,299	6,905	1,331	1,102	7,134	1,443	313	8,264
986	148,727	584,214	1,229	176,081	409,362	3,939	66,130	347,171
21,782	0	1,324,237	2,785	72,600	1,254,422	2,018	32,604	1,223,836
449	0	2,075	4	0	2,079	3	0	2,082
377	3,112	277,307	583	27,683	250,207	720	22,259	228,668
5,827	1,422	14,405	866	1,423	13,848	747	1,292	13,303
		0	70,000	0	70,000	70,001	0	140,001
					0	1,000,000	0	1,000,000
					0	24,287	0	24,287
					0	3,428	0	3,428
					0	113,142	0	113,142
0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	0	104,619	88	0	104,707	634,662	0	739,369
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	2,600	2,446	5	1,400	1,051	2	1,053	0
6	118	4,399	468	109	4,758	8	0	4,766
5	99	3,666	8	100	3,574	6	0	3,580

R3. 4. 1現在高	現金	不 動 産			
		土 地		建 物	
	(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
	1,494,971	4,046	72,041	0	0

年 度	積立金 (千円)	運 用 額		年 度 末 現 在 高				
		収 入 (千円)	支 出 (千円)	現 金 (千円)	不 動 産		建 物	
					(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
H21	3,069	403,174	0	1,347,372	14,544.47	212,458	0	0
H22	2,445	412,653	38,025	1,353,956	12,510.47	208,319	0	0
H23	1,744	41,400	0	1,397,100	9,906.47	166,919	0	0
H24	1,454	45,216	0	1,443,771	7,021.47	121,703	0	0
H25	1,017	38,025	0	1,482,813	4,491.47	83,678	0	0
H26	1,018	0	0	1,483,831	4,491.47	83,678	0	0
H27	1,127	0	0	1,484,958	4,491.47	83,678	0	0
H28	1,352	0	0	1,486,310	4,046.47	83,678	0	0
H29	1,011	0	0	1,487,321	4,046.47	72,041	0	0
H30	2,117	0	0	1,489,438	4,046.47	72,041	0	0
R1	3,133	0	0	1,492,571	4,046.47	72,041	0	0
R2	2,400	0	0	1,494,971	4,046.47	72,041	0	0

6 決 算

(1) 財政規模 (各会計歳入歳出総括)

年 度 区 分 会 計	H28			H29		
	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
一 般 会 計	65,105,799	61,816,437	3,289,362	70,571,921	66,002,184	4,569,737
特 別 会 計	36,499,646	36,563,006	-63,360	37,405,776	37,135,386	270,390
国民健康保険	19,802,605	20,298,404	-495,799	20,268,845	20,666,047	-397,202
後期高齢者医療特別会計	1,640,053	1,608,176	31,877	1,691,629	1,658,804	32,825
介護保険	14,341,050	13,952,039	389,011	14,786,602	14,152,146	634,456
簡易水道事業	325,435	314,084	11,351	368,768	368,657	111
農業集落排水業	105,132	105,132	0	108,874	108,874	0
浄化槽市町村整備 推進事業	57,378	57,378	0	54,809	54,809	0
ケーブルテレビ事業	149,478	149,478	0	46,866	46,866	0
診療所	77,765	77,765	0	78,794	78,794	0
久連子財産区	352	252	100	250	150	100
椎原財産区	398	298	100	339	239	100

(単位：千円)

H30			R元			R2		
収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
66,408,570	65,086,217	1,322,353	63,255,163	62,411,250	843,913	83,389,182	81,820,120	1,569,062
34,612,617	34,113,399	499,218	34,993,742	33,712,377	1,281,365	34,957,065	33,757,557	1,199,508
17,207,136	17,631,993	-424,857	17,145,779	17,197,546	-51,767	16,774,773	16,452,407	322,366
1,746,320	1,711,203	35,117	1,802,607	1,768,983	33,624	1,949,407	1,913,599	35,808
15,072,424	14,183,666	888,758	15,526,331	14,249,255	1,277,076	15,964,331	15,123,136	841,195
312,484	312,484	0	275,802	253,571	22,231	—	—	—
101,920	101,920	0	97,388	97,388	0	92,534	92,534	0
51,331	51,331	0	44,354	44,354	0	47,636	47,636	0
44,987	44,987	0	21,972	21,972	0	57,577	57,577	0
75,586	75,586	0	78,624	78,624	0	70,594	70,594	0
224	124	100	677	577	100	107	34	73
205	105	100	208	107	101	106	40	66

(2) 決算概況

(単位：千円)

事 項		年 度	H29	H30	R元	R2
入	市 税		15,065,557	15,158,269	15,571,556	15,312,091
	地 方 譲 与 税		518,829	521,405	557,683	596,943
	利 子 割 交 付 金		21,379	20,224	7,372	8,093
	配 当 割 交 付 金		29,860	39,055	30,440	34,903
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		43,002	30,657	20,337	34,035
	地 方 消 費 税 交 付 金		2,324,752	2,401,832	2,239,507	2,734,425
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		6,825	6,572	6,701	6,017
	環 境 性 能 割 交 付 金		-	-	15,498	34,768
	地 方 特 例 交 付 金		54,864	63,163	239,338	103,879
	地 方 交 付 税		16,112,378	15,336,907	15,037,366	16,268,040
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		16,922	15,146	14,455	15,520
	分 担 金 及 び 負 担 金		849,179	822,019	626,583	370,968
	使 用 料 及 び 手 数 料		793,804	793,698	793,084	729,499
	国 庫 支 出 金		12,222,114	8,964,129	9,800,673	26,506,146
	県 支 出 金		6,869,119	7,026,646	5,593,226	6,330,245
	財 産 収 入		196,280	151,533	90,447	75,096
	寄 附 金		199,065	339,348	378,823	1,369,167
	繰 入 金		2,335,970	462,912	464,304	777,584
	繰 越 金		3,289,362	4,369,737	1,322,353	843,913
	諸 収 入		1,264,245	1,013,127	1,263,057	961,203
地 方 債		8,237,700	8,754,600	9,120,300	10,191,700	
法 人 事 業 税 交 付 金		-	-	-	84,947	
自 動 車 取 得 税 交 付 金		120,715	117,591	62,060	-	
歳 入 総 額 (A)		70,571,921	66,408,570	63,255,163	83,389,182	
出	人 件 費		8,188,238	8,270,043	8,374,897	9,257,450
	扶 助 費		15,785,819	15,348,610	15,834,143	16,029,966
	公 債 費		6,113,125	6,132,388	6,170,334	6,258,824
	物 件 費		6,712,154	5,797,712	6,047,830	8,042,423
	維 持 補 修 費		468,420	448,341	454,490	440,926
	補 助 費 等		6,707,223	6,647,248	6,982,742	20,456,664
	積 立 金		461,181	201,194	269,688	1,789,735
	投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金		546,226	600,208	517,040	538,720
	繰 出 金		6,060,454	6,232,121	6,264,759	6,370,513
	前 年 度 繰 上 充 用 金		-	-	-	-
	投 資 的 経 費		14,959,344	15,408,352	11,495,327	12,634,899
	うち 普 通 建 設 事 業 費		14,520,835	14,661,277	8,464,175	7,353,584
	災 害 復 旧 費		438,509	747,075	3,031,152	5,281,315
失 業 対 策 事 業 費		-	-	-	-	
歳 出 総 額 (B)		66,002,184	65,086,217	62,411,250	81,820,120	

事 項 \ 年 度	H29	H30	R元	R2
歳入歳出差引額 (C) (A) - (B)	4,569,737	1,322,353	843,913	1,569,062
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	2,873,916	171,763	129,882	272,765
実質収支 (E) (C) - (D)	1,695,821	1,150,590	714,031	1,296,297
単年度収支 (F)	△ 5,539,865	△ 545,230	△ 436,560	582,266
積立金 (G)	2,189	3,158	4,934	3,781
繰上償還金 (H)	-	-	-	34,514
積立金取りくずし額 (I)	-	-	-	400,000
実質単年度収支 (J) (F) + (G) + (H) - (I)	△ 5,537,676	△ 542,072	△ 431,626	220,561
基準財政収入額	13,177,535	13,444,712	13,796,888	14,361,115
基準財政需要額	26,600,928	26,677,553	27,135,726	28,005,541
標準財政規模	33,206,970	32,938,875	32,751,154	33,259,595
財政力指数	0.490	0.500	0.500	0.510
実質収支比率 (%)	5.1	3.5	2.2	3.9
経常一般財源比率 (%)	99.4	98.8	99.8	98.9
実質公債費比率 (%)	10.5	10.1	9.6	9.4
積立金現在高 (財調等特定目的)	7,628,277	7,566,561	7,371,945	8,384,097
地方債現在高 (政府・その他)	64,893,956	67,926,540	71,248,111	75,515,120
債務負担行為額	14,941,684	18,700,111	20,064,960	18,405,164

※基準財政収入額以降は、地方財政状況調査表に基づく
※積立金現在高は定額運用型基金を除く

(3) 市税収入額 (現年分)

(単位：千円)

項・目 \ 年 度	H30	R元	R2
市 民 税	5,984,000	5,979,464	5,786,237
個 人	4,838,089	4,845,716	4,890,942
法 人	1,145,911	1,133,748	895,295
固 定 資 産 税	7,901,015	8,303,184	8,253,908
固 定 資 産 税	7,859,302	8,261,491	8,208,635
交 付 金	41,713	41,693	45,273
軽 自 動 車 税	414,713	431,632	452,546
市 た ば こ 税	844,830	844,181	811,223
鉱 産 税	-	-	-
入 湯 税	13,711	13,095	8,177
特 別 土 地 保 有 税	-	-	-
合 計	15,158,269	15,571,556	15,312,091

(4) 目的(款)別歳出

年 度	H28		H29		
	区 分 款	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)
1	議 会 費	391,249	0.63	371,848	0.56
2	総 務 費	5,942,725	9.61	5,533,261	8.38
3	民 生 費	22,985,510	37.18	23,194,188	35.14
4	衛 生 費	6,501,606	10.52	9,480,716	14.37
5	農 林 水 産 業 費	3,731,816	6.04	5,252,791	7.96
6	商 工 費	1,625,601	2.63	1,584,408	2.4
7	土 木 費	5,839,838	9.45	6,173,692	9.35
8	消 防 費	2,024,519	3.28	2,248,203	3.41
9	教 育 費	4,773,907	7.72	4,610,278	6.99
10	災 害 復 旧 費	1,473,722	2.38	1,089,713	1.65
11	公 債 費	6,283,006	10.16	6,113,125	9.26
12	諸 支 出 金	242,938	0.4	349,961	0.53
13	予 備 費	0	0.00	0	0.00
	合 計	61,816,437	100.00	66,002,184	100.00
	主な施策	環境センター建設事業 南部幹線整備事業 西片西宮線整備事業 八の字線整備事業 東西アクセス線整備事業 第三中学校体育館・武道場 非構造部材耐震改修事業 鏡中学校体育館・武道場 非構造部材耐震改修事業 松高小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 太田郷小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 高田小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 第一中学校体育館 非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校教職員住宅新設事業 太田郷幼稚園非構造部材耐震改修事業 代陽幼稚園非構造部材耐震改修事業	環境センター建設事業 仮設庁舎等リース事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 東西アクセス線整備事業 商工施設災害復旧事業 同報系防災通信システム整備事業 総合体育館・東陽スポーツセンター耐 震改修事業 西片西宮線整備事業		

H30		R元		R2	
決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
366,438	0.45	365,190	0.59	351,966	0.43
6,131,990	7.49	8,596,149	13.77	22,872,253	27.95
22,982,939	28.09	23,363,457	37.43	24,607,696	30.08
10,050,041	12.28	3,472,740	5.56	4,643,561	5.68
5,393,940	6.59	3,916,314	6.28	3,695,732	4.52
1,617,520	1.98	2,036,185	3.26	2,562,773	3.13
5,488,137	6.71	5,331,114	8.54	5,010,829	6.12
2,110,048	2.58	2,159,698	3.46	3,186,474	3.89
4,495,385	5.49	6,708,426	10.75	5,348,730	6.54
202,603	0.25	104,972	0.17	1,722,847	2.11
6,132,388	7.49	6,170,334	9.89	6,258,824	7.65
114,788	0.14	186,671	0.3	1,558,435	1.9
0	0.00	0	0.00	0	0.00
65,086,217	79.54	62,411,250	100.00	81,820,120	100.00
環境センター建設事業 防災行政無線整備事業 小学校空調設備設置事業 中学校空調設備設置事業 東西アクセス線整備事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 庁舎解体等事業		防災行政無線整備事業 東西アクセス線整備事業 民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業 地域情報化事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 高田コミュニティセンター整備事業		防災行政無線整備事業 東西アクセス線整備事業 民俗伝統芸能伝承館整備事業 地域情報化事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 災害廃棄物処理事業 道路橋梁災害復旧事業 林道施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 公園施設災害復旧事業 河川施設災害復旧事業 農地・農業施設等災害復旧事業 八代市新型コロナウイルス感染症対策 基金事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 （学校端末整備） 八代市飲食店等緊急特別支援事業 金融円滑化特別資金利子補給事業	

(5) 節別歳出

(単位：千円)

節	年度	H28	H29	H30	R元	R2
1	報酬	488,462	487,775	474,368	491,988	861,650
2	給料	3,773,788	3,823,410	3,835,379	3,926,458	4,043,922
3	職員手当等	3,047,779	2,951,470	2,994,386	2,906,267	3,302,251
4	共済費	1,407,843	1,469,924	1,480,356	1,527,763	1,511,746
5	災害補償費	1,313	1,960	1,319	1,835	1,245
6	恩給及退職年金	594	594	594	594	594
7	賃金	570,001	568,127	558,017	562,859	-
8	報償費	237,103	167,900	218,507	194,627	452,951
9	旅費	72,884	75,909	74,699	75,234	47,788
10	交際費	1,053	922	1,100	986	348
11	需用費	1,947,798	1,763,995	1,479,169	1,413,964	1,736,036
12	役務費	297,447	316,327	276,575	306,099	350,222
13	委託料	9,224,803	9,729,272	4,591,737	4,873,822	7,909,778
14	使用料及び賃借料	532,095	617,551	625,448	679,377	765,728
15	工事請負費	6,738,340	9,844,349	9,375,494	7,723,942	7,040,984
16	原材料費	58,019	53,465	39,103	38,830	48,609
17	公有財産購入費	27,119	97,065	74,044	65,393	26,384
18	備品購入費	291,116	288,556	252,492	210,589	905,040
19	負担金補助及び交付金	8,995,005	10,110,609	14,969,249	13,689,894	27,657,005
20	扶助費	9,946,682	10,125,175	9,961,852	10,298,078	10,173,165
21	貸付金	637,090	527,757	516,980	517,040	538,720
22	補償・補てん及び賠償金	154,093	184,276	517,498	305,635	192,621
23	償還金・利子及び割引料	6,449,539	6,263,109	6,348,534	6,361,020	6,422,098
24	投資及び出資金	-	-	-	-	-
25	積立金	850,078	462,189	203,311	272,821	1,792,136
26	寄附金	-	-	-	-	-
27	公課費	6,068	15,310	8,798	8,705	7,693
28	繰出金	6,060,325	6,055,188	6,207,208	5,957,430	6,031,406
	合計	61,816,437	66,002,184	65,086,217	62,411,250	81,820,120

7 市 税

(1) 税 率

①普通税

ア 市民税

a 均等割

個人 年額3,500円（平成26年度から）

法人

法人市民税税率

(R3. 4. 1現在)

資本準備金等の額※1	従業員数	均等割額
		(千円)
1千万円以下	50人以下	60
	〃 超	144
1千万円超 1億円以下	50人以下	156
	〃 超	180
1億円超 10億円以下	50人以下	192
	〃 超	480
10億円超 50億円以下	50人以下	492
	〃 超	2,100
50億円超	50人以下	492
	〃 超	3,600

※1但し、資本金等の額または調整後の資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の額とする

b 所得割又は法人税割

(i) 個人

課税総所得金額	税 率	
	18年度まで	19年度以降
200万円以下の金額	3%	} 一律6%
700万円以下の金額	8%	
700万円を超える金額	10%	

(ii) 法人 8.4%（令和元年9月30日以前に開始した事業年度は12.1%）

イ 固定資産税 100分の1.6（平成27年度から）

ウ 軽自動車税種別割（年額）（平成28年度から）

a 原動機付自転車

(i) 総排気量が0.050以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの
(ivを除く) 2,000円

(ii) 二輪のもので総排気量が0.050を超え0.090以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円

(iii) 二輪のもので総排気量が0.090を超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 2,400円

(iv) 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く）で排気量が0.020を超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 3,700円

b 軽自動車及び小型特殊自動車

(i) 軽自動車

二輪のもの（軽二輪 125cc～250cc 側車付を含む） 3,600円

車種区分			税額（年額）		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

◎グリーン化特例を適用した場合の税率

区分				グリーン化特例適用税率 (令和4年度と5年度)		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
三輪				3,000円	2,000円	1,000円
軽自動車	四輪以上	乗用	自家用	-	-	2,700円
			営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		貨物用	自家用	-	-	1,300円
			営業用	-	-	1,000円

(ii) 小型特殊自動車

農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む） 2,400円

その他のもの 5,900円

c 二輪の小型自動車（小型二輪 250cc超 側車付を含む） 6,000円

※令和元年10月1日より、軽自動車を取得した際に課税される自動車取得税（県税）に代わり、軽自動車税環境性能割（県徴収）が導入されています。

エ 市たばこ税 1,000本につき6,552円（令和3年10月1日から）

オ 鉱産税 100分の1（ただし、課税標準額が200万円以下の場合は100分の0.7）

②目的税

ア 入湯税（1人1日につき）

a 宿泊の場合 150円（特に市長が認める者については30円）

b 宿泊しない場合又は引続き3日以上滞在する場合 50円

イ 国民健康保険税（令和4年度）

a 基礎課税（賦課限度額65万円）

(i) 所得割 100分の10.6

(ii) 均等割 被保険者1人につき 29,600円

(iii) 平等割 1世帯につき 22,000円

b 後期高齢者支援金（等）課税（賦課限度額20万円）

(i) 所得割 100分の3.3

(ii) 均等割 被保険者1人につき 9,300円

(iii) 平等割 1世帯につき 6,900円

c 介護納付金課税（40歳以上65歳未満の第2号被保険者）（賦課限度額17万円）

(i) 所得割 100分の2.7

(ii) 均等割 第2号被保険者1人につき 14,900円

(2) 市民税の課税標準額段階別税額

令和3年7月1日現在

課税標準額の段階等		令和3年度			
		課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	納税義務者数	
個人	均等割 (A)		206,717	59,062	
	所得割	10万円以下の金額	818,426	24,841	2,620
		10万円超 100万円	12,238,466	655,349	21,518
		100万円〃 200万円	22,050,528	1,216,677	15,320
		200万円〃 300万円	15,198,542	854,767	6,191
		300万円〃 400万円	11,180,342	649,261	3,209
		400万円〃 550万円	6,847,479	397,251	1,484
		550万円〃 700万円	2,786,310	154,746	418
		700万円〃 1,000万円	3,032,972	174,842	365
		1,000万円を超える金額	9,473,709	533,410	489
		計 (B)	83,626,774	4,661,144	51,614
	内訳	給与所得	68,857,254	3,881,330	42,336
		営業等所得	3,792,417	217,313	1,837
		農業所得	2,829,557	163,775	960
その他の所得		5,064,890	282,370	6,116	
分離(譲渡所得等)		3,082,656	116,356	365	
法人	均等割 (C)	—	390,001	3,367	
	法人税割 (D)	—	510,770	3,367	
合計 (A) + (B) + (C) + (D)		—	5,768,632	117,410	

課税標準額の段階等は総務省の「市町村税課税状況等の調」の区分による。

8 市有財産（物品、基金を除く）

（金額単位：千円）

年 度		R 1		R 2		R 3	
項 目	面積	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)
	本 庁 舎		23,795.58	0.00	23,795.58	0.00	23,795.58
その他の 行政機関	警察（消防）施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他の施設	44,606.60	15,028.53	46,591.84	15,028.53	45,698.46	15,028.53
公共用 財 産	学 校	867,424.65	217,207.72	859,760.65	214,688.61	859,966.20	214,378.90
	公 営 住 宅	189,653.37	75,615.86	189,653.37	75,464.16	189,653.37	75,051.78
	公 園	620,459.46	4,670.19	614,627.55	4,575.14	614,627.55	4,587.60
	その他の施設	2,084,961.68	183,367.84	2,090,044.66	184,482.50	2,091,356.26	186,253.28
山 林		8,087,839.18	0.00	8,029,465.24	0.00	8,029,465.24	0.00
普 通 財 産		925,184.38	15,806.67	931,793.43	18,360.61	924,165.76	14,798.76
計		12,843,924.90	511,696.81	12,785,732.32	512,599.55	12,778,728.42	537,409.07
県漁業信用基金協会出資証券		4,200		4,200		4,200	
八代森林組合出資金		24,926		24,926		24,926	
県信用保証協会出捐金		119,100		119,100		119,100	
県農業信用基金協会出資証券		13,230		13,230		13,230	
県農業公社出捐金		1,070		1,070		1,070	
県農業公社出資証券		340		340		340	
県中小企業振興公社出資証券		1,390		1,390		1,390	
県い業経営安定基金協会出資証券		74,890		74,890		74,890	
八代市学校給食会出捐金		5,000		5,000		5,000	
公益財団法人くまもと里海づくり協会出捐金		10,296		10,296		10,296	
県農業後継者育成基金出資金		9,911		9,911		9,911	
八代中高年齢労働者福祉センター出捐金		2,000		2,000		2,000	
(財)県林業従事者育成基金出捐金		21,070		21,070		21,070	
八代市土地開発公社出資金		3,000		3,000		3,000	
熊本県移植医療推進財団出捐金		7,800		7,800		7,800	
県暴力追放協議会出捐金		3,610		3,610		3,610	
県林業公社出資金		400		400		400	
県さわやか長寿財団出捐金		7,460		7,460		7,460	
県雇用環境整備協会出捐金		18,600		18,600		18,600	
八代市社会福祉事業団基本財産出資金		3,000		3,000		3,000	
八代市社会福祉事業団運用財産出資金		3,500		3,500		3,500	
砂防フロンティア整備機構出資金		102		102		102	
県環境整備事業団出捐金		87		87		87	
地方公共団体金融機構出資金		11,000		11,000		11,000	
株 券		250,366		239,276		239,276	

第三セクター（※本市出資割合50%以上の会社法法人のみ記載）

法人名	設立年月日	資本金	市出資額	市出資比率
さかもと温泉センター株式会社	平成8年4月1日	(千円) 86,450	(千円) 60,000	(%) 69.40
株式会社東陽地区ふるさと公社	平成16年11月1日	50,000	50,000	100.00
株式会社いずみ	平成10年4月1日	55,000	50,000	90.90